

熱海市債権管理条例をここに公布する。

令和3年3月18日

熱海市長 齊 藤 栄

## 熱海市条例第1号

### 熱海市債権管理条例

#### (目的)

第1条 この条例は、市の債権の管理に関し必要な事項を定めることにより、市の債権の管理の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第240条第4項第3号から第8号までに掲げる債権を除く。）をいう。
- (2) 強制徴収公債権 市の債権のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係るもの及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。
- (3) 非強制徴収公債権 市の債権のうち、法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権で、強制徴収公債権以外のものをいう。
- (4) 私債権 市の債権のうち、強制徴収公債権及び非強制徴収公債権以外のものをいう。
- (5) 非強制徴収債権 非強制徴収公債権及び私債権をいう。

#### (法令及び他の条例との関係)

第3条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例若しくはこれらに基づく規則に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

#### (市長の責務)

第4条 市長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定により管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。）は、法令又は条例若しくはこれらに基づく規則（以下「法令等」という。）で定めるところにより、市の債権を適正に管理しなければならない。

#### (台帳の整備)

第5条 市長は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳を整備するものとする。

(不納欠損額の見込み)

第6条 市長は、市の債権について、不納欠損額の見込みを把握するよう努めなければならない。

(督促)

第7条 市長は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令等の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(滞納処分等)

第8条 市長は、強制徴収公債権の滞納処分並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止については、法令等の定めるところにより、これを行わなければならない。

(強制執行等)

第9条 市長は、非強制徴収債権の強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置並びにその徴収停止、履行期限の延長及び当該非強制徴収債権に係る債務の免除については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第171条の2から第171条の7までの規定に定めるところにより、これを行わなければならない。

(債権の放棄)

第10条 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該債権及びこれに係る損害賠償金その他の徴収金の全部又は一部を放棄することができる。

- (1) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。
- (2) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合又は相続人が明らかでない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに当該債権に優先して市及びその他の者が弁済を受ける権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (3) 債務者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態にあり、資力の回復が困難で、当該債権について、弁済の見込みがないと認められるとき。
- (4) 令第171条の6の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした場合において、相当の期間を経過した後においてもなお債務者が無

資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、当該債権について、弁済の見込みがないと認められるとき。

(5) 債務者が行方不明その他これに準ずる事情にあり、市長が徴収の見込みがないと認めるとき。

(6) 当該債権のうち私債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が時効を援用しない特別の理由があると認められる場合を除く。）。

(7) 当該債権の存在について法律上の争いがある場合において、市長が勝訴の見込みがないと認めるとき。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。